



市老連だより 2

令和3年4月15日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

リハマネ加算(IV)の3月算定、データ提出はLIFEで可 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は9日、2021年3月にリハビリテーションマネジメント加算(IV)を算定する場合に、3月末までにVISITへのデータ提出ができていなければ、できるだけ早期にLIFEへデータ提出することで算定可能との解釈を「2021年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.5)」「介護保険最新情報 Vol.965」で示しました。

4月よりVISITがLIFEに移行されたため、3月末までにVISITへのデータ提出ができなかった場合について答えたものです。できる限り早期とは「4月10日以降でも可」としています。また、4月からリハビリテーション計画書の様式が変更されましたが、3月にリハビリテーションマネジメント加算(IV)を算定する場合は、旧様式で求める項目のみの提出で差し支えないです。

居宅療養管理指導における医師または歯科医師の指示について、どのような方法で行うかとの問いでは、指示を行う医師などと同じ居宅療養管理指導事業所に勤務する者に指示する場合や、緊急などやむを得ない場合を除き、診療状況を示す文書、処方箋など(メール、FAX等でも可)に、「要訪問」「訪問指導を行うこと」など、指示を行ったことが分かる内容および指示期間(6月以内に限る)を記載することと回答しました。詳細資料については、下記URLをご確認ください。

http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2021/04/ksvol.965.pdf

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612
e-mail:info@sirouren.jp URL:http://sirouren.jp